

(前文)

近年、長寿化、核家族化といった社会構造の変化等により、ひとり暮らしの高齢の方が増加しています。「人生100年時代」の到来が現実味を帯びる中、今後もこの状況は続くと考えられ、高齢での一人暮らしならではの不安を軽減し、安心して健やかに暮らすことのできる社会が必要とされています。

年齢を重ねるにつれ、誰しも退職や配偶者との死別等、人生の大きな分岐点が待っています。ひとりぼっちで頼れる人がなく、人間関係を喪失することで段々と社会との関係が希薄になり、出かけることや、人とのコミュニケーションの機会が減少していくことも少なくありません。

しかし、人間にとって、外出や他者との関わりはとても重要です。それぞれが無理のない範囲で外出し、人や社会とのつながりを持ち続けることによって、日々の暮らしがより彩り豊かなものとなり、このことは心身の健康にも関係してきます。一人暮らしであることが、孤立を意味することとならないよう、本人はもちろん、周囲の人や事業者等も共通認識を持って「つながり」を心がけていくことが大切です。

そこで本市では、年齢を重ねたことにより他者や社会との関わりを必要とする一人暮らしの市民を「おひとりさま」と称し、おひとりさまが孤立することなく、生涯にわたって生き生きと過ごすことができるよう、それぞれの気持ちに寄り添い、おひとりさま、市民及び事業者等と協力し、様々な面から支援するため、本条例を制定します。

【解説】

- ・この条例を制定するにあたっての背景や意図を示しています。
- ・近年、長寿化、核家族化といった社会構造の変化等により、ひとり暮らしの高齢の方が増加していますが、人間にとって、他者や社会との関りは心身の健康の面からもとても重要です。
- ・そのため、それぞれが無理のない範囲で外出し、人や社会とのつながりを持ち続けることによって、一人暮らしであることが、孤立を意味することとならないよう、本人はもちろん、周囲の人や事業者等も共通認識を持って「つながり」を心がけていくことが大切です。
- ・この条例がおひとりさまが孤立することがないよう、おひとりさま、市民及び事業者等と協力し、様々な面から支援するためのものであることを発信しています。

(目的)

第1条 この条例は、おひとりさまの支援に関する基本理念及び基本的施策を定めることにより、おひとりさまの支援に関する施策の総合的な推進を図り、もっておひとりさまが孤立することなく日々の生活を送ることのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

【解説】

- ・おひとりさまが孤立することなく日々の生活を送ることのできる社会の実現に寄与するために支援していくことを、本市の姿勢として明記しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) おひとりさま 一人暮らしの市民であって、年齢を重ねたことにより他者や社会との関わりを必要とするものをいう。
- (2) 市民 市内に居住する者をいう。
- (3) 事業者等 市内において事業活動を行う者及びおひとりさまの支援に関わる機関又は団体をいう。

【解説】

- ・本条では、用語の定義を規定しています。
- ・「おひとりさま」は、一人暮らしの市民であって、年齢を重ねたことにより他者や社会との関わりを必要とするものを意味します。自ら望んで他者や社会との関わりを不要としている方は除きます。
- ・「市民」は、市内に住んでいる者を意味します。国籍や年齢を問いません。
- ・「事業者等」は、市内において事業活動を行う者及びおひとりさまの支援に関わる機関又は団体を意味します。おひとりさまの支援に関わる民間企業やNPO団体、地域の団体などを広く含めています。

(基本理念)

第3条 おひとりさまの支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) おひとりさまがそれぞれの立場に応じて他者や社会とのつながりを持ち続けることができる環境を構築すること。
- (2) おひとりさまのニーズを的確に把握し、時代に適合した必要な支援を行うこと。
- (3) おひとりさまの価値観を尊重し、それぞれに合った支援を行うこと。

【解説】

- ・本条は、おひとりさま支援の基本理念を定めています。
- ・おひとりさまがそれぞれの立場に応じて、望まぬ孤立をすることなく、他者や社会とのつながりを持ち続けることができる環境を構築していきます。
- ・おひとりさまのニーズを的確に把握し、時代に適合した必要な支援を行うことを示しています。
- ・おひとりさまの価値観を尊重し、それぞれに合った支援を行うことを示しています。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、おひとりさま支援に関する施策を総合的に実施しなければならない。

【解説】

- ・市は、第3条に定める基本理念を念頭に置きながら、おひとりさま支援に関する施策を総合的に推進していくことを示しています。

(おひとりさまの役割)

第5条 おひとりさまは、他者や社会とのつながりが、心身の健康にとって重要であることを認識し、自身に無理のない範囲でつながりを持つよう、心がけるものとする。

【解説】

- ・おひとりさまの健康維持には、他者や社会とのつながりや関わりが重要です。
- ・そのため、自身に無理のない範囲でつながりを持つよう心がけることを示しています。

(市民の役割)

第6条 市民は、誰もがおひとりさまになりうることを認識し、日ごろから他者や社会とのつながりを意識的に持ち続けるとともに、おひとりさまとの適切なつながりについて配慮するよう、心がけるものとする。

【解説】

- ・市民の誰もがおひとりさまになりうる可能性があります。そのことを認識し、日ごろから他者や社会とのつながりを意識的に持ち続けるとともに、おひとりさまとの適切なつながりについて配慮するよう心がけることを示しています。

(事業者等の役割)

第7条 事業者等は、基本理念にのっとり、おひとりさまとの適切なつながりについて配慮するよう努めるとともに、市が実施するおひとりさま支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

- ・おひとりさま支援のためには、事業者等の協力は欠かせません。おひとりさまの置かれている状況やさまざまなニーズを捉えて適時対応するために、事業者の役割を定めています。

(おひとりさま支援に関する基本的施策)

第8条 市は、この条例の目的を達成するため、事業者等と連携して次に掲げる施策を実施する。

- (1) おひとりさまに関する普及啓発
- (2) おひとりさま及びその家族等への相談支援
- (3) おひとりさまの外出及び社会交流の支援
- (4) おひとりさまの支援に関する情報の収集及び提供
- (5) その他市長が必要と認める施策

【解説】

- ・本条は、事業者等と連携して実施するおひとりさま支援に係る市の施策を定めています。
- ・「おひとりさまに関する普及啓発」は、誰もがおひとりさまになりうることを認識し、おひとりさまであることが差別や偏見を生むことなく、社会全体で支えて行くという普及啓発の実施を意味します。
- ・「おひとりさま及びその家族等への相談支援」とは、本人やその家族等からの相談に対して、支援できる体制または適切な窓口を紹介します。
- ・「おひとりさまの外出及び社会交流の支援」とは、おひとりさまの外出につながるようなサロン、講演、講座、イベントなどを開催することを意味します。
- ・「おひとりさまの支援に関する情報の収集及び提供」とは、アンケート調査などで収集した情

報を、HPや広報などにより提供することで、おひとりさまが安心して生活できる環境を整備することを意味します。

- ・「その他市長が必要と認める施策」とは、第1号から第4号までのほかに、おひとりさまを支援するために必要な施策を意味します。

(財政上の措置)

第9条 市は、前条の施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

- ・おひとりさま支援のために、他の施策との関係や財政状況などを総合的に勘案しながら、必要な財政措置を講じることを定めています。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

【解説】

- ・施行時点において規則は定めていませんが、必要に応じて規則を定めることを規定しています。

(附則)

この条例は、公布の日から施行する。

【解説】

- ・この条例は、令和4年6月29日に公布し、同日に施行しました。